

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-5 外国籍選手</p> <p>① 登録数</p> <p>外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。</p> <p>(1) Jリーグ以外のチーム</p> <p>外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。</p> <p>イ. アマチュア選手</p> <p>ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手</p> <p>(2) J <u>リーグ</u>のチーム</p> <p><u>外国籍選手の登録は1チームにつき5名以内とする。ただし、Jリーグが別途定める国の国籍を有する選手についてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-5 外国籍選手</p> <p>① 登録数</p> <p>外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。</p> <p>(1) Jリーグに<u>所属するクラブ</u> (以下、「<u>Jクラブ</u>」<u>という。</u>) の第1種チーム以外のチーム</p> <p>外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。</p> <p>イ. アマチュア選手</p> <p>ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手</p> <p>(2) J <u>クラブ</u>の第1種チーム</p> <p><u>外国籍選手の登録可能人数に制限を設けないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p>	<p>適正化</p> <p>適正化</p> <p>Jクラブ (トップチーム) については、外国人選手の登録人数の制限を設けない。</p>

(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種（ユース）登録選手も含め、クラブ全体で25名以内（以下「25名枠」という）とする。

(2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。

(3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブは、当該年度に限り、プロA契約選手の「25名枠」を「27名枠」とする。

② プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手及びアマチュア選手の登録数には制限がないものとする。

③ 「25名枠」の例外

（「プロA契約25名枠 対象外認定申請書」（書式G）により所属リーグに申請）

(1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「25名枠」の対象外とする（外国籍選手も同様）。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「25名枠」の対象とする。

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「25名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められ

(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種（ユース）登録選手も含め、クラブ全体で25名以内（以下「25名枠」という）とする。

(2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。

(3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブは、当該年度に限り、プロA契約選手の「25名枠」を「27名枠」とする。

② プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手及びアマチュア選手の登録数には制限がないものとする。

③ 「25名枠」の例外

（「プロA契約25名枠 対象外認定申請書」（書式G）により所属リーグに申請）

(1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「25名枠」の対象外とする（外国籍選手も同様）。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「25名枠」の対象とする。

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「25名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められ

た選手は、その年度は「25名枠」の対象外とする（ただし、医師の診断書を必要とする）。

(4) 海外研修からの帰国

海外研修している選手が所属リーグに事前に通知し日本の年度途中で帰国し再登録する場合、その年度に限り「25名枠」の対象外とする。ただし、年度最初の公式試合前に帰国した場合は、「25名枠」の対象とする。

(5) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「25名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(6) 「25名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「25名枠」の対象となるものとする。

(7) その他

上記のいずれにも該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する（JFLにも関係する場合は、本協会理事会で決定する）。

た選手は、その年度は「25名枠」の対象外とする（ただし、医師の診断書を必要とする）。

(4) 海外研修からの帰国

海外研修している選手が所属リーグに事前に通知し日本の年度途中で帰国し再登録する場合、その年度に限り「25名枠」の対象外とする。ただし、年度最初の公式試合前に帰国した場合は、「25名枠」の対象とする。

(5) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「25名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(6) 「25名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「25名枠」の対象となるものとする。

(7) その他

上記のいずれにも該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する（JFLにも関係する場合は、本協会理事会で決定する）。

1-6-2 ホームグロウン制度

① ホームグロウン選手の定義

12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームに登録された期間（以下、本条において「育成期間」という。）の合計日数が990日（Jリーグの3シーズンに相当する期間）以上である選手を、本条において当該Jクラブのホームグロウン選手という。

② ホームグロウン選手の登録義務

Jクラブの第1種チームは、当該シーズンの初回の登録ウ

※以下、ホームグロウン制度の導入に伴い新設

Jリーグの決定内容（3シーズン又は36ヶ月以上、自クラブで登録していた選手）を、実質的に満たす日数として「990日」を設定する。（Jリーグと協議の上設定）

インド一の終了日（以下、「カウント基準日」という。）において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。

2019年シーズン J1：2名 J2/J3：0名

2020年シーズン J1：2名 J2/J3：0名

2021年シーズン J1：3名 J2/J3：0名

2022年シーズン J1：4名 J2/J3：1名

2023年シーズン以降：別途定める

③ ホームグロウン制度の不遵守

Jクラブの第1種チームが、カウント基準日において前項に定める人数のホームグロウン選手を登録しなかった場合、翌シーズンにおいて当該チームが登録できるプロA選手の数（本規則1-6①に定める）は、前項に定める人数に満たない人数分減じられるものとする。

④ ホームグロウン制度に関する特記事項

（1）選手が期限付移籍する場合、当該期限付移籍された期間については、期限付移籍元のJクラブの育成期間に算入されるものとし、期限付移籍先のJクラブの育成期間には算入されない。

（2）特別指定選手制度により、他のチームに登録しながらJクラブの第1種チームの試合に出場することが認められる場合、これらの期間は当該Jクラブの育成期間には算入されない。

（3）カウント基準日において期限付移籍中の選手は、本条②に定める登録義務との関係では、期限付移籍先のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされるものとし、期限付移籍元のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされない。

⑤ その他

ホームグロウン制度に関する疑義が生じた場合又はホームグロウン制度の内容に変更がある場合は、Jリーグ理事会においてその措置又は内容を決定する。

(中略)

2. 登録

2-1 本協会への登録 (中略)

⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

(1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

(2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

(中略)

3. 国内移籍

3-3 国内移籍の手続き

(中略)

2. 登録

2-1 本協会への登録 (中略)

⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

(1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

(2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、承認を得なければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

(中略)

3. 国内移籍

3-3 国内移籍の手続き

実態に合わせる

(中略)

② 移籍の申請・承認

- (1) 移籍先クラブは、「追加登録申請」を行う。
- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、2-1③(2)の定めるところによる。
- (4) 年度途中でプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、選手契約書の写しを本協会に提出する(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグよりこれを受け取り、保管する)。
- (5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。

イ. 移籍先クラブ

- ・「移籍補償金通知書」(書式第13-1号) ※当該移籍が原契約の期間満了前か満了後かにかかわらず必ず提出
- ・移籍に関する合意書の写し(移籍補償金の金額が明示されたもの) ※当該移籍が原契約の満了前の場合に提出

ロ. 移籍元クラブ

- ・原契約の中途解除に関する合意書等の写し ※当該移籍が原契約の期間満了前の場合に提出

- (6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。

イ. 移籍先クラブ

- ・「選手登録区分申請書」(書式第1号)(2-1④)

(中略)

② 移籍の申請・承認

- (1) 移籍先クラブは、「追加登録申請」を行う。
- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、2-1③(2)の定めるところによる。
- (4) 年度途中でプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、選手契約書の写しを本協会に提出する(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグよりこれを受け取り、保管する)。
- (5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、次の書類を本協会に提出する。

- ・「移籍補償金通知書」(書式第13-1号) ※当該移籍が原契約の期間満了前か満了後かにかかわらず必ず提出
- ・移籍に関する合意書の写し(移籍補償金の金額が明示されたもの) ※当該移籍が原契約の満了前の場合に提出

- (6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。

イ. 移籍先クラブ

- ・「選手登録区分申請書」(書式第1号)(2-1④)

実態に合わせる

の申請料を支払う)

ロ. 移籍元クラブ

- ・原契約の中途解除に関する合意書等の写し ※当該移籍が原契約の満了前の場合は提出

(7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブ及び所属リーグへ通知する。

(中略)

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き
(中略)

② 移籍の申請・承認

(1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を都道府県サッカー協会に提出する。

イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

ロ. 「国際移籍証明書」の写し

ハ. パスポートの写し

ニ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

の申請料を支払う)

ロ. 移籍元クラブ

- ・原契約の中途解除に関する合意書等の写し ※当該移籍が原契約の満了前の場合は提出

(7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブ及び所属リーグへ通知する。

(中略)

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き
(中略)

② 移籍の申請・承認

(1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を本協会に提出する。

イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

ロ. 「国際移籍証明書」の写し

ハ. パスポートの写し

ニ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

5-2 海外への国際移籍の手続き

国際移籍証明書の発行

実態に合わせる

(1) 移籍元クラブ（国内クラブ）は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）を本協会に提出する。

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会からの要請に基づいて、「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

② 契約途中で国際移籍する場合の補償金の通知

契約途中で国際移籍した場合、移籍元クラブ（国内クラブ）は、「契約途中で国際移籍に関する補償金通知書」（書式第13-2号）を本協会に提出する。

6. 「トレーニング費用」

6-1 適用

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合の「トレーニング費用」の請求は、以下に定めるところによる。

6-2 「トレーニング費用」

「トレーニング費用」の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。なお、いずれの金額も消費税を含むものとする。

(1) 移籍元クラブ（国内クラブ）は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）を本協会に提出する。

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会からの要請に基づいて、「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

6. トレーニング費用

6-1 適用

(1) アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、当該選手が過去に登録したチームに対して、以下に定めるトレーニング費用を支払わなければならない。

(2) 前項の規定は、アマチュアの選手を当該チームに登録したままプロ選手に区分変更する場合にも同様に適用される。

(3) トレーニング費用の支払い義務は、当該移籍（又はプロ選手への区分変更）が、選手の25歳の年度の終了日までに行われる場合に生じる。

6-2 トレーニング費用の金額

(1) トレーニング費用は、選手が同人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム（以下、単に「登録チーム」という。）に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、次に定める金額とする。

イ. 大卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第1種

実態に合わせる

※以下、本年10月理事会トレーニング費用に関する制度変更の決定を受け、修正するもの

アマチュアからプロへの切替時についても適用されることを明記

トレーニング費用の対象となる移籍は、25歳（大卒3年後）までとする

年度と年齢を明確に定義し、対象となるチームを分かりやすくする。

後段（消費税の扱い）は、下記(6-2(4))に移動（内容変更なし）

選手のタイプを大卒型/

—	<u>4年まで</u>	<u>5年以降</u>
<u>直前の在籍団体</u>	<u>30万円</u>	<u>15万円</u>
<u>2つ前以前の在籍団体</u>	<u>15万円</u>	<u>15万円</u>

のチームの場合）：

<u>登録チーム</u>	<u>移籍先クラブ</u>		
	<u>J1</u>	<u>J2</u>	<u>J3/JFL その他</u>
<u>12歳（小学6年） の登録チーム</u>	<u>10万円</u>	<u>5万円</u>	<u>—</u>
<u>13、14、15歳（中学年代） の登録チーム</u>	<u>10万円</u>	<u>5万円</u>	<u>—</u>
<u>16、17、18歳（高校年代） の登録チーム</u>	<u>15万円</u>	<u>10万円</u>	<u>5万円</u>
<u>19、20、21、22歳（大学年代） の登録チーム</u>	<u>30万円</u>	<u>20万円</u>	<u>5万円</u>

ロ．高卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第2種のチームの場合）：

<u>登録チーム</u>	<u>移籍先クラブ</u>		
	<u>J1</u>	<u>J2</u>	<u>J3/JFL その他</u>
<u>12歳（小学6年） の登録チーム</u>	<u>10万円</u>	<u>5万円</u>	<u>—</u>
<u>13、14、15歳（中学年代）の 登録チーム</u>	<u>10万円</u>	<u>5万円</u>	<u>—</u>
<u>16、17、18歳（高校年代） の登録チーム</u>	<u>30万円</u>	<u>20万円</u>	<u>5万円</u>

（2）本条において、選手が当該年齢となる誕生日を含む年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）を当該選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

（3）4月1日生まれの選手はトレーニング費用の関係においては、便宜的にその前日（3月31日）生まれとみなすものとする。

（4）本条に定める金額 はいずれも消費税を含むものとす

高卒型と分けて定義し、金額の算出を明確化する。

「年齢の年度」を定義する。

4月1日生まれの選手は前学年に取り込まれることを考慮する

<p>(1) 「トレーニング費用」の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。</p>	<p>る。</p>	<p>適正化</p>
<p><u>(2) 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。</u></p>	<p>6-3 <u>トレーニング費用に関する特記事項</u></p>	<p>1年未満の所属期間に関する金額については、単純化した月割計算によるものとする</p>
<p><u>(3) 在籍期間の合計が1年未満のチームは、「トレーニング費用」の請求をすることはできない。</u></p>	<p>(1) トレーニング費用の請求権を持つチームは、<u>当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、</u>営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。</p>	<p>運用上はJFAが各チームに連絡する</p>
<p><u>(4) プロ契約締結前の在籍団体は、上記金額の請求権を有するが、プロ契約締結の拒否権を有するものではない。</u></p>	<p><u>(2) トレーニング費用の金額は、前条に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、当該期間が8ヶ月以上の場合には1年として、4ヶ月以上8ヶ月未満の場合には半年として、4ヶ月未満の場合には該当期間無しとして計算する。</u></p>	<p>クラブは、トレーニング費用の減額や免除を要求できない。</p>
<p><u>(5) プロ契約締結前の在籍団体への連絡は、プロ契約を締結したクラブが行う。</u></p>	<p><u>(3) プロ契約締結前の在籍団体は、上記金額の請求権を有するが、プロ契約締結の拒否権を有するものではない。</u></p>	
	<p><u>(4) 移籍先クラブのトレーニング費用に関する支払い義務は、選手が当該移籍先クラブにプロとして登録された時点（又はプロ選手への区分変更した時点）で確定する。</u></p>	
	<p><u>(5) 移籍先クラブは登録チームにトレーニング費用の支払いの免除や減額を要求してはならない。</u></p>	

6-3 「トレーニング費用」の請求手続き

「トレーニング費用」の請求手続きは、本協会が別途定める「トレーニング費用に関する運用基準」によるものとする。

7. 「トレーニングコンペンセーション」

7-1 適用

選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたトレーニングに対して支払われるべき補償金（本規則において「トレーニングコンペンセーション」という）は、以下の通りとする。

7-2 トレーニング期間

下記に定める期間を以て「トレーニングコンペンセーション」が発生する期間（以下「トレーニング期間」という）と

（6）登録チームを運営する主体が本条第1項に該当しないためトレーニング費用の請求権を持たない場合、又は、登録チームがトレーニング費用の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。

6-4 トレーニング費用の請求及び支払い手続き

トレーニング費用の請求及び支払い等に関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニング費用に関する運用細則」によるものとする。

6-5 育成関連費用ルールの悪用の禁止

クラブは、トレーニング費用及びトレーニングコンペンセーション並びにFIFAが定めるトレーニング補償金等の支払いに関して、これらを回避し又は減額することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。これには、カテゴリーの低いクラブのステータスを悪用しこれをバイパスとするような移籍を含むがこれに限らない。本項に違反したクラブには、一定期間の新たな選手の登録禁止処分が科される。

7. トレーニングコンペンセーション

7-1 適用

選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたトレーニングに対して支払われるべき補償金（本規則において「トレーニングコンペンセーション」という）は、以下の通りとする。

7-2 トレーニング期間

当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から当該選手の21歳の年度の終了日までの期間を「トレーニングコン

育成費用関連ルールの悪用を明文で禁止する。

年度を定義して、対象となる期間の定義をわかり

する。

・当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日を含む年度の2月1日から当該選手の満21歳の1月31日までの期間

7-3 「トレーニングコンペンセーション」の請求権

下記に定める期日までに移籍が行われる場合に限り、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。

・当該選手の満23歳の1月31日の直前の1月1日

7-4 「トレーニングコンペンセーション」に関する特記事項

- (1) 本条に定める「トレーニングコンペンセーション」は、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。
- (2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、「トレーニングコンペンセーション」は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヵ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。
- (3) 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに(その他のチームに移籍することなしに)連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間を「トレーニング期間」に加えて「トレーニングコンペンセーション」を算出し、移籍先クラブに対して

「トレーニングコンペンセーション」が発生する期間(以下、「トレーニング期間」という。)とする。なお、本条において、年度とは当該年の2月1日から翌年の1月31日までの1年間の期間とし、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

7-3 トレーニングコンペンセーションの請求権

当該選手の23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までに移籍が行われる場合に限り、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し、トレーニングコンペンセーションを請求することができる。

7-4 トレーニングコンペンセーションに関する特記事項

- (1) 本条に定めるトレーニングコンペンセーションは、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。
- (2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニングコンペンセーションは発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヵ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニングコンペンセーションを請求することができる。
- (3) 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに(その他のチームに移籍することなしに)連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間をトレーニング期間に加えてトレーニングコンペンセーションを算出し、移籍先クラブに対して請求する

やすくする。

(参考) 年度の定義
トレーニング費用: 4月から翌年3月
トレーニングコンペンセーション: 2月から翌年1月

適正化

請求することができる。

- (4) 特段の合意がない限り、移籍補償金には「トレーニングコンペンセーション」は含まれないものとする。
- (5) プロ選手としての在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、「トレーニングコンペンセーション」の金額の計算との関係では、1年とみなして計算する。ただし、在籍期間の合計が1年未満のクラブの場合は、「トレーニングコンペンセーション」の額は、日割り計算によるものとする。
- (6) 算出された「トレーニングコンペンセーション」の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。
- (7) 「トレーニングコンペンセーション」の金額には一切の税金が含まれる。
- (8) 「トレーニングコンペンセーション」の請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニングコンペンセーションに関する運用基準」によるものとする。

7-5 期限付移籍した選手に関する「トレーニングコンペンセーション」

- (1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、「トレーニングコンペンセーション」は発生しないものとする。
- (2) 選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブの「トレーニング期間」に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ（期限付移籍先クラブを含む）へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めた「トレーニング期間」に応じた額の「トレーニングコンペンセーション」を当該他のクラブに対して請求す

ことができる。

- (4) 特段の合意がない限り、移籍補償金にはトレーニングコンペンセーションは含まれないものとする。
- (5) トレーニングコンペンセーションの金額は、「7-7に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。
- (6) 算出されたトレーニングコンペンセーションの金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。
- (7) トレーニングコンペンセーションの金額には一切の税金が含まれる。
- (8) トレーニングコンペンセーションの請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニングコンペンセーションに関する運用基準」によるものとする。

7-5 期限付移籍した選手に関するトレーニングコンペンセーション

- (1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、トレーニングコンペンセーションは発生しないものとする。
- (2) 選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブのトレーニング期間に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ（期限付移籍先クラブを含む）へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションを当該他のクラブに対して請求することができる

トレーニングコンペンセーションは、日割りにて計算する

ることができる。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、「期限付移籍した期間」に応じた額の「トレーニングコンペンセーション」の全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6 「トレーニングコンペンセーション」の金額（別紙表-1 参照）

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができる「トレーニングコンペンセーション」の金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示した金額等により、以下に従うものとする。

① プロA選手/プロB選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合：「トレーニングコンペンセーション」算出基準（下記7-7に定めるもの）による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：「トレーニングコンペンセーション」算出基準による。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。
- (3) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合：30万円×在籍年数
- (4) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合：なし

② プロC選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合：「トレーニングコンペンセーション」算出基準による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を提示した場

る。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、期限付移籍した期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションの全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6 トレーニングコンペンセーションの金額（別紙表-1 参照）

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができるトレーニングコンペンセーションの金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示した金額等により、以下に従うものとする。

① プロA選手/プロB選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合：トレーニングコンペンセーション算出基準（下記7-7に定めるもの）による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニングコンペンセーション算出基準による。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。
- (3) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合：30万円×在籍年数
- (4) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合：なし

② プロC選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合：トレーニングコンペンセーション算出基準による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を提示した場

合：「トレーニングコンペンセーション」算出基準による

(3) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回る条件のC契約を提示した場合：30万円×在籍年

(4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：「トレーニングコンペンセーション」算出基準による

(5) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合：30万円×在籍年数

(6) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合：なし

③ 社員選手（社員選手（プロ区分）として本協会に登録している選手をいう）

30万円×在籍年数

7-7 「トレーニングコンペンセーション」算出基準

(1) 「トレーニングコンペンセーション」の金額は、原則として以下の表に示された金額（単年）に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J 1	J 2	J 3・JFL
Jリーグ・JFL	800万円	400万円	100万円

(2) 第3種チームに関する「トレーニングコンペンセーション」（満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関する「トレーニングコンペンセーション」）は、以下の金額に当該チーム

合：トレーニングコンペンセーション算出基準による

(3) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回る条件のC契約を提示した場合：30万円×在籍年

(4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニングコンペンセーション算出基準による

(5) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合：30万円×在籍年数

(6) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合：なし

③ 社員選手（社員選手（プロ区分）として本協会に登録している選手をいう）

30万円×在籍年数

7-7 トレーニングコンペンセーション算出基準

(1) トレーニングコンペンセーションの金額は、原則として以下の表に示された金額（単年）に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J 1	J 2	J 3・JFL
Jリーグ・JFL	800万円	400万円	100万円

(2) 第3種チームに関するトレーニングコンペンセーション（満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関するトレーニングコンペンセーション）は、以下の金額に当該チームにおける

における所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J 1	J 2	J 3・JFL
Jリーグ・JFL	100万円		

8. 支度金

8-1 支度金

クラブは、新規採用した選手又は移籍した選手に対し、Jリーグ理事会が制定する「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。なお、いずれの金額も消費税を含むものとする。

8-2 支度金支給基準規程

(単位：万円)

費目\支払対象		独身者	妻帯者(配偶者のみ)	妻帯者(同居扶養家族有)
住居費		80(1DK)	100(2DK)	150(3LDK)
子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品	100		
	その他の家具等	100		
自動車		100		

所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J 1	J 2	J 3・JFL
Jリーグ・JFL	100万円		

8. 支度金

8-1 支度金

クラブは、新規採用した選手又は移籍した選手に対し、次に定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。

8-2 支度金支給基準規程

(単位：万円)

費目\支払対象		独身者	妻帯者(配偶者のみ)	妻帯者(同居扶養家族有)
住居費		80(1DK)	100(2DK)	150(3LDK)
子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品	100		
	その他の家具等	100		
自動車		100		

表現の適正化、支度金には消費税は含まないこととする

合計	380	400	500
----	-----	-----	-----

① 支給時期

- (1) 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2) プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

② 支払対象区分

- (1) 独身者
- (2) 妻帯者（配偶者のみ）
- (3) 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

③ 支度金該当費目

- (1) 住居費
- (2) 家具等
- (3) 子供用品等
- (4) 自動車

④ その他

クラブは、選手に対し、引越し費用及び引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

9. 適用除外

本規則のうち、統一契約制度（プロA契約、プロB契約、プロC契約に基づく制度）、トレーニング費用（第6条）、トレーニングコンペンセーション（第7条）及び支度金（第8条）に関する規定は、女子の選手については適用しない。

（中略）

合計	380	400	500
----	-----	-----	-----

① 支給時期

- (1) 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2) プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

② 支払対象区分

- (1) 独身者
- (2) 妻帯者（配偶者のみ）
- (3) 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

③ 支度金該当費目

- (1) 住居費
- (2) 家具等
- (3) 子供用品等
- (4) 自動車

④ その他

クラブは、選手に対し、引越し費用及び引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

9. 適用除外

本規則のうち、統一契約制度（プロA契約、プロB契約、プロC契約に基づく制度）、トレーニング費用（第6条）、トレーニングコンペンセーション（第7条）及び支度金（第8条）に関する規定は、女子のリーグについては適用しない。

（中略）

表現の適正化

12. 改正

12. 改正

2018年12月13日

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考									
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 トレーニング費用</u></p> <p><u>第28条 [適用]</u></p> <p><u>アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニング費用の請求は、本節の定めるところによる。</u></p> <p><u>第29条 [トレーニング費用の金額]</u></p> <p><u>1. 「トレーニング費用」の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>4年まで</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5年以降</u></td> </tr> <tr> <td><u>(1) 直前の在籍団体</u></td> <td style="text-align: center;"><u>30万円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 2つ前以上の在籍団体</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15万円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15万円</u></td> </tr> </table> <p><u>2. トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校(これに準じる団体で本協会が認定したものを含む)により運営されるチームに限るものとする。</u></p> <p><u>3. 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該在籍期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。</u></p> <p><u>4. 在籍期間の合計が1年未満のチームは、トレーニング費用の請求権を持たない。</u></p> <p><u>第30条 [支払方法]</u></p>		<u>4年まで</u>	<u>5年以降</u>	<u>(1) 直前の在籍団体</u>	<u>30万円</u>	<u>15万円</u>	<u>(2) 2つ前以上の在籍団体</u>	<u>15万円</u>	<u>15万円</u>	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p>	<p>トレーニング費用については、プロ選手の契約、登録及び移籍に関する規則に定めているため、本規則からは削除する</p>
	<u>4年まで</u>	<u>5年以降</u>									
<u>(1) 直前の在籍団体</u>	<u>30万円</u>	<u>15万円</u>									
<u>(2) 2つ前以上の在籍団体</u>	<u>15万円</u>	<u>15万円</u>									

トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。

第31条 〔規則違反〕

第32条 〔改正〕

第33条 〔施行〕

〔改正〕

2015年12月17日

2017年4月13日

第28条 〔規則違反〕

第29条 〔改正〕

第30条 〔施行〕

〔改正〕

2015年12月17日

2017年4月13日

2018年12月13日

司法機関組織運営規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">司法機関組織運営規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 4 1 条第 2 項の規定に基づき、司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(司法機関)</p> <p>第 2 条 本協会の諸規程（以下、単に「本規則等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。</p> <p>(1) 規律委員会</p> <p>(2) 裁定委員会</p> <p>(3) 不服申立委員会</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 規律委員会</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第 3 条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p><u>2 規律委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">司法機関組織運営規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 4 1 条第 2 項の規定に基づき、司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(司法機関)</p> <p>第 2 条 本協会の諸規程（以下、単に「本規則等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。</p> <p>(1) 規律委員会</p> <p>(2) 裁定委員会</p> <p>(3) 不服申立委員会</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 規律委員会</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第 3 条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。</p>	<p>第16条の2に規定(3つの司法機関に共通の事項であるため)</p>

(中略)

第3節 裁定委員会

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。

2 裁定委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。

3 前2項にかかわらず、Jリーグに関しては、Jリーグ規約の定めるところによるものとする。

4 前3項にかかわらず、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

(中略)

第4節 不服申立委員会

(不服申立委員会)

第11条 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は第19条に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグのそれぞれの規律委員会及び裁定委員会(ただしJリーグの裁定委員会を除く。)において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

2 不服申立委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事

(中略)

第3節 裁定委員会

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。

2 前項にかかわらず、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アシチ・ドーピング規律パネルが決定する。

(中略)

第4節 不服申立委員会

(不服申立委員会)

第11条 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は第19条に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグの(以下、「都道府県協会等」という。)の規律委員会、裁定委員会及びそれらに類する機関(以下、「都道府県協会等の司法機関」という。)において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

第16条の2に集約

Jリーグの競技及び競技会以外の懲罰の扱いについて、規定を適正化。第18条1項但し書きにて規定

当該機関の名称変更に伴う変更

適正化。「都道府県協会等の司法機関」と定義することでわかりやすくする。

第16条の2にまとめ

<p><u>会又は評議員会に報告することができる。</u></p>		<p>て規定（上述）</p>
<p>（中略）</p>	<p>（中略）</p>	
<p>第5節 司法機関に関するその他の事項</p>	<p>第5節 司法機関に関するその他の事項</p>	
<p>（決定の独立性）</p>	<p>（決定の独立性）</p>	
<p>第15条 本協会の司法機関（<u>規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会</u>）は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。</p>	<p>第15条 本協会の司法機関は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。</p>	<p>適正化（上述）</p>
<p>2 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。</p>	<p>2 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。</p>	
<p>3 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。</p>	<p>3 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。</p>	
<p>（事務局）</p>	<p>（事務局）</p>	
<p>第16条 <u>規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会</u>の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。</p>	<p>第16条 <u>司法機関</u>の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。</p>	<p>適正化（上述）</p>
	<p><u>（理事会等への報告）</u></p>	
<p>（裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あつせん））</p>	<p><u>第16条の2 本協会の司法機関は、決定事項及びその理由について、理事会及び評議員会に報告することができる。</u></p>	<p>適正化（上述）</p>
<p>第17条 裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、『和解あつせんに関する規則』に従い、和解をあつせんすることができる。</p>	<p>（裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あつせん））</p>	
<p>第17条 裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、『和解あつせんに関する規則』に従い、和解をあつせんすることができる。</p>	<p>第17条 裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、『和解あつせんに関する規則』に従い、和解をあつせんすることができる。</p>	

第6節 懲罰

(懲罰権)

第18条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人に対し、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科すことができる。

第19条 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグのそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただし、Jリーグの裁定委員会は除く。以下、本規則において「都道府県協会等の規律委員会等」という。）に対して、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

2 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグにおいては、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会又は裁定委員会を設置する。

3 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本協会の規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。

4 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

(2) 罰金

第6節 懲罰

(懲罰権)

第18条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人に対し、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科すことができる。ただし、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、Jリーグ規約の定めるところにより懲罰を科すものとする。

第19条 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に対して、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

2 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、司法機関を設置する。

3 都道府県協会等の司法機関は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本協会の規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。

4 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の司法機関には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

(2) 罰金 (ただし、懲罰規程[別紙1]4-1に該当するものは除く)

上述(競技及び競技会以外の懲罰の扱いについて規定を適正化)

適正化(上述)

適正化(上述)

適正化(上述)

適正化(上述)

実態に合わせる(罰金処分のうち、同規定に

<p>(3) 没収 (4) 下位ディビジョンへの降格 (5) 競技会への参加資格の剥奪 (6) 新たな選手の登録禁止 (7) 除名 (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分</p> <p>(不服申立委員会の権限)</p> <p>第20条 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の<u>規律委員会等</u>により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規則第18条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。</p> <p>2 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。</p> <p>3 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。</p>	<p>(3) 没収 (4) 下位ディビジョンへの降格 (5) 競技会への参加資格の剥奪 (6) 新たな選手の登録禁止 (7) 除名 (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分</p> <p>(不服申立委員会の権限)</p> <p>第20条 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の<u>司法機関</u>により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規則第18条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。</p> <p>2 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。</p> <p>3 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。</p> <p><u>[改正]</u></p> <p><u>2018年12月13日</u></p>	<p>定めたものは、都道府県等の司法機関で単独で科せる)</p> <p>適正化(上述)</p>
--	---	---

2018FIFAワールドカップロシアSAMURAI BLUE(日本代表)招集メンバー所属先リスト

ポジション	選手名	現所属チーム	1種/大学・プロ(19才～21才)			2種(16～18才)	3種(13～15才)	4種(12才)
			21才	20才	19才			
GK	川島 永嗣	FCメス(フランス)	大宮アルディージャ	大宮アルディージャ	大宮アルディージャ	浦和東高等学校	与野西中学校	与野八幡サッカースポーツ少年団
GK	東口 順昭	ガンバ大阪	新潟経営大学サッカー部	福井工業大学体育部会サッカー部	福井工業大学体育部会サッカー部	洛南高等学校	ガンバ大阪ジュニアユース	FC OWLS INTER. HIRONO
GK	中村 航輔	柏レイソル	アビスパ福岡 (*期限付き移籍)	柏レイソル	柏レイソル	柏レイソルU-18	柏レイソルU-15	柏レイソルU-12
DF	長友 佑都	ガラタサライ SK (トルコ)	明治大学/FC東京 (*特別指定選手)	明治大学	明治大学	東福岡高等学校	西条市立北中学校	神拝サッカースクール
DF	榎野 智章	浦和レッドダイヤモンズ	サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島ユース	サンフレッチェ広島ジュニアユース	井口明神サッカークラブ
DF	吉田 麻也	サウサンブトン(イングランド)	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイトU-18	名古屋グランパスエイトU-15	佐古サッカースポーツ少年団
DF	酒井 宏樹	オリンピック・マルセイユ(フランス)	柏レイソル	柏レイソル	柏レイソル/モジミンEC (ブラジル*期限付き移籍 7月～)	柏レイソルU-18	柏レイソルユースU-15	柏マイティーフットボールクラブ
DF	酒井 高徳	ハンブルガーSV(ドイツ)	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟ユース	大崎中学校(13～14才)/ レザールFS Jrユース(15才)	三条サッカースポーツ少年団
DF	昌子 源	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	翔英学園米子北高等学校	ガンバ大阪ジュニアユース	フットボールクラブフレスカ神戸
DF	遠藤 航	シント・トロイデンVV(ベルギー)	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレユース	横浜市立南戸塚中学校	南戸塚SC (現:南戸塚少年サッカークラブ)
DF	植田 直通	セルクル・ブルー・ジュKSV(ベルギー)	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	大津高等学校	住吉中学校サッカー部	緑川少年スポーツクラブ
MF	長谷部 誠	アイントラハト・フランクフルト(ドイツ)	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッドダイヤモンズ	藤枝東高等学校	藤枝市立青島中学校	青島東サッカースポーツ少年団 (現:青島東FC)
MF	本田 圭佑	メルボルン・ビクトリーFC(オーストラリア)	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	星稜高等学校/ 名古屋グランパスエイト(*特別指定選手)	ガンバ大阪ジュニアユース	摂津フットボールクラブ
MF	乾 貴士	レアル・ベティス (スペイン)	セレッソ大阪	横浜F・マリノス/ セレッソ大阪(*期限付き移籍 6月～)	横浜F・マリノス	野洲高等学校	セゾンフットボールクラブ	セゾンフットボールクラブ
MF	香川 真司	ボルシア・ドルトムント(ドイツ)	セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪	FCみやぎバルセロナユース(16～17才)/ セレッソ大阪(18才)	FCみやぎバルセロナJrユース	神戸NKサッカークラブ
MF	山口 蛍	セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪U-18	セレッソ大阪U-15	箕曲WESTSC
MF	原口 元気	ハノーファー96(ドイツ)	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッドダイヤモンズユース(16～17才)/ 浦和レッドダイヤモンズ(18才)	浦和レッドダイヤモンズジュニアユース	江城南サッカー少年団
MF	宇佐美 貴史	フォルトワナ・デュッセルドルフ(ドイツ)	ホッフェンハイム(*期限付き移籍)/ ガンバ大阪(7月～)	バイエルン・ミュンヘン(*期限付き移籍)/ ホッフェンハイム(*期限付き移籍 7月～)	ガンバ大阪/バイエルン・ミュンヘン (*期限付き移籍 7月～)	ガンバ大阪ユース(16才)/ ガンバ大阪(17～18才)	ガンバ大阪ジュニアユース(13才～14才)/ ガンバ大阪ユース(15才)	京都長岡京SS
MF	柴崎 岳	ヘタフェ CF(スペイン)	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	青森山田高等学校	青森山田中学校	野辺地サッカースポーツ少年団
MF	大島 僚太	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	静岡学園高等学校	静岡学園中学校	清水フットボールクラブ
FW	岡崎 慎司	レスター・シティ(イングランド)	清水エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	滝川第二高等学校	宝塚ジュニアフットボールクラブ	宝塚ジュニアフットボールクラブ
FW	大迫 勇也	SV ウェルダー・ブレーメン(ドイツ)	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿児島城西高等学校	鹿児島育英館中学校	万世サッカースポーツ少年団
FW	武藤 嘉紀	ニューカッスル・ユナイテッド(イングランド)	慶応義塾大学/FC東京 (*特別指定選手)	慶応義塾大学	慶応義塾大学	FC東京U-18	FC東京U-15深川	パティサッカークラブ

@30万円×登録年数/登録チーム

30万円×10年(12歳～21歳)×23名

総額

69,000,000 円

懲罰規程 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">懲罰規程</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第1条 〔目 的〕</p> <p>本規程は、定款第50条に基づき、以下の各号について定める。</p> <p>(1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに司法機関組織運営規則第19条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグの<u>それぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。以下、「都道府県協会等の規律委員会等」という。）</u>における懲罰に関する事項</p> <p>(2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項</p> <p>第2条 〔対象者〕</p> <p>本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人とする。</p> <p>第3条 〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕</p> <p>司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の<u>規律委員会等</u>に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題（<u>仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰を除</u></p>	<p style="text-align: center;">懲罰規程</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第1条 〔目 的〕</p> <p>本規程は、定款第50条に基づき、以下の各号について定める。</p> <p>(1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに司法機関組織運営規則第19条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ <u>(以下、「都道府県協会等」という。)</u>の規律委員会、裁定委員会及びそれらに類する機関 <u>(以下、「都道府県協会等の司法機関」という。)</u>における懲罰に関する事項</p> <p>(2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項</p> <p>第2条 〔対象者〕</p> <p>本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人とする。</p> <p>第3条 〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕</p> <p><u>1.</u> 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の<u>司法機関</u>に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用す</p>	<p>適正化。「都道府県協会等の司法機関」と定義することでわかりやすくする。以下同様。</p> <p>適正化。仲介人に関連した事案についてはJFA規律委員会が直接的かつ専属的に懲罰</p>

く。)を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 除名
- (6) 競技会への参加資格の剥奪
- (7) 新たな選手の登録禁止
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分

第5条 〔無期限の懲罰の解除〕

1. 前条第1項第9号から第11並びに第2項第12及び第13号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下個人、団体ともに「当事者」という。）は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。
 - (1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下「当事者申請書類」という。）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受け

る権限を委任する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の司法機関には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2) 罰金 (ただし、[別紙1]4-1に該当するものは除く)
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 除名
- (6) 競技会への参加資格の剥奪
- (7) 新たな選手の登録禁止
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分

第5条 〔無期限の懲罰の解除〕

1. 前条第1項第9号から第11並びに第2項第12及び第13号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下、個人、団体ともに「当事者」という。）は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。
 - (1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下、「当事者申請書類」という。）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を

権を持つが、現行規定ではそれがわかりづらい。第32条に明示的に定める。

実態に合わせる（罰金処分のうち、同規定に定めたものは、都道府県等の司法機関で単独で科せる）

Jリーグにおける競技以外の懲罰の扱いについて、規定を適正化、明確化する。

たときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれかに申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。

- ① 都道府県サッカー協会
- ② 地域サッカー協会
- ③ 各種の連盟
- ④ Jリーグ

(2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。

(3) 本協会事務局は、当該懲罰を決定した委員会（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。

(4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり、担当委員会にて解除について審議・決定する。

2. 前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。

(中略)

第13条 〔調査及び審議の手続〕

本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の規律委員会等における懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるところによる。

受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれかに申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。

- ① 都道府県サッカー協会
- ② 地域サッカー協会
- ③ 各種の連盟
- ④ Jリーグ

(2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。

(3) 本協会事務局は、当該懲罰を決定した委員会（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という。）に前号の書類一式を回付する。

(4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり、担当委員会にて解除について審議・決定する。

2. 前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。

(中略)

第13条 〔調査及び審議の手続〕

本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の司法機関における懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるところによる。

適正化

第14条 〔所管事項〕

1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
2. 仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
3. 前2項に定めるものを除く違反行為については第5節の定めるところにより所管の裁定委員会 （ただし、裁定委員会を有さない都道府県協会等については、規律委員会） が調査、審議及び懲罰の決定を行う。

第15条 〔規律委員会の手続の開始〕

本協会の規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第1項に従い都道府県協会等の 規律委員会等 より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第14条 〔所管事項〕

1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより 本協会又は所管の都道府県等の規律委員会 が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
2. 仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
3. 前2項に定めるものを除く違反行為については第5節の定めるところにより 本協会又は所管の都道府県等の裁定委員会 が調査、審議及び懲罰の決定を行う。 ただし、都道府県協会等が裁定委員会を備えていない場合は、当該都道府県協会の規律委員会 がこれを兼任する。

第15条 〔都道府県協会等の司法機関の手続の開始〕

都道府県協会等の司法機関は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 審判報告書又はマッチコミッショナー報告書により、違反行為について報告された場合
- (2) 当該都道府県協会等の司法機関の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第16条 〔本協会の規律委員会の手続の開始〕

本協会の規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第1項に従い都道府県協会等の 司法機関 より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合
- (3) 仲介人に関する規則に定める場合

適正化

適正化

都道府県等の司法機関における手続きの開始について明記がないため、追加する。

適正化

第16条 〔裁定委員会の手続の開始〕

本協会の裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第3項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第17条 〔言語〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。
2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第18条 〔代理人〕

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における手続に関して、以下の者を除いては当事者の代理人になることはできない。

- (1) 当事者が所属する団体に属する者の中から当事者が指定した者
- (2) 弁護士
- (3) 法定代理人（当事者が未成年の場合）
- (4) その他規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会が承認した者

第19条 〔手続の非公開〕

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における懲罰の手続及び記録は非公開とする。ただし、規律委員会、裁定委員

第16条の2 〔本協会の裁定委員会の手続の開始〕

本協会の裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第3項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第17条 〔言語〕

1. 司法機関の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。
2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第18条 〔代理人〕

司法機関における手続に関して、以下の者を除いては当事者の代理人になることはできない。

- (1) 当事者が所属する団体に属する者の中から当事者が指定した者
- (2) 弁護士
- (3) 法定代理人（当事者が未成年の場合）
- (4) その他規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会が承認した者

第19条 〔手続の非公開〕

司法機関における懲罰の手続及び記録は非公開とする。ただし、当該司法機関は、手続の公正が害されるおそれがなく、か

適正化

適正化

適正化

会又は不服申立委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

(中略)

第23条 〔懲罰の通知〕

1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。
2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）並びに住所
 - (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
 - (3) 主文（判断の結論。効力発生日を含む）
 - (4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
 - (5) 作成年月日
 - (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限（第37条参照）

第3節 競技及び競技会における違反行為

第24条 〔競技及び競技会における違反行為〕

つ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

(中略)

第23条 〔懲罰の通知〕

1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者又は同一人が所属する団体（選手が当事者の場合は同一人が登録された加盟チーム）に書面にて通知するものとする。
2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）
 - (2) 代理人があるときは、その氏名及び所属
 - (3) 懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
 - (4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
 - (5) 作成年月日
 - (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限（第37条参照）

3. 前2項に定める通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

第3節 競技及び競技会における違反行為

第24条 〔競技及び競技会における違反行為〕

通知の方法及びその有効性について、実態に合わせて変更

上述

加盟団体、加盟チーム又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第25条 〔公式競技会における懲罰〕

公式競技会においては、それぞれ規律委員会を設置し、本規程に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。この場合、第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕を準用する。

(中略)

第4節 仲介人に関する規則に関連する違反行為

第32条 〔仲介人に関する規則に関連する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、仲介人に関する規則に関連する違反行為に対しては、当該規則の定めるところにより、本協会規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。

第5節 その他の違反行為

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対して

加盟団体、加盟チーム又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第25条 〔公式競技会における懲罰〕

本協会及び都道府県協会等は、主催する公式競技会に規律委員会を設置し、懲罰権を委任又は再委任することができる。この場合、第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕を準用する。

(中略)

第4節 仲介人に関する規則に関連する違反行為

第32条 〔仲介人に関する規則に関連する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、仲介人に関する規則に関連する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、当該規則の定めるところにより、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

第5節 その他の違反行為

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対して

適正化

適正化（上述）

適正化

は、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県協会等の規律委員会等が、調査、審議し、懲罰を決定する。

(中略)

第6節 不服申立

第35条 〔総 則〕

本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の規律委員会等（以下、本節においては「第一審委員会」とする）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

(中略)

第37条 〔不服申立にかかる時間的制限〕

1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体（以下、申立人とする）は、原懲罰の伝達を受けた日から3日以内（通知を受けた日を含む）に、不服申立を行う意思を書面（以下、「不服申立書」）により、本協会不服申立委員会事務局まで通知しなければならない。

は、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。

(中略)

第6節 不服申立

第35条 〔総 則〕

1. 本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の司法機関（以下、本節においては「第一審委員会」とする。）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という。）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

2. 前項にかかわらず、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグの規約に基づくJリーグの決定を最終とし、本協会の不服申立委員会に対する不服申立はできない。

(中略)

第37条 〔不服申立にかかる時間的制限〕

1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体（以下、「申立人」という。）は、原懲罰の伝達を受けた日から3日以内（通知を受けた日を含む）に、不服申立を行う意思を書面（以下、「不服申立書」という。）により、本協会不服申立委員会事務局（以下、「事務局」という。）まで通知しなければならない。

適正化

Jリーグにおける競技以外の違反行為については、不服申立できないことを明示的に表す（内容は不変）

適正化

2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から10日以内に（通知を受けた日を含む）不服申立の理由を書面（以下、「理由書」とする）により、本協会事務局まで通知しなければならない。
3. 前2項にかかる不服申立書及び理由書は、FAX又は郵送にて提出されなければならない。
4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確定する。
5. 不服申立委員会の委員長は、緊急性を要する場合、第1項及び第2項に定める期間を短縮する決定を行うことができる。

第38条 〔不服申立の理由〕

1. 申立人は、原懲罰が懲罰の決定に影響を与え得る重大な事実認定の誤りに基づくものである場合又は原懲罰の決定において規程の適用に誤りがある場合に、不服申立を行うことができるものとする。
2. 不服申立委員会の委員長は、前項に定める理由をいずれも満たしていないことが明らかな不服申立については、会議を招集することなく、書面にて決定をすることができる。

〔改正〕

2014年 9月11日
 2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）
 2015年 3月12日（2015年 4月 1日施行）
 2016年 3月10日（2016年 4月 1日施行）
 2017年 4月13日

2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から10日以内に（通知を受けた日を含む）不服申立の理由を書面（以下、「理由書」という。）により、事務局まで通知しなければならない。
3. 前2項にかかる不服申立書及び理由書は、FAX又は郵送にて提出されなければならない。
4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確定する。
5. 不服申立委員会の委員長は、緊急性を要する場合、第1項及び第2項に定める期間を短縮する決定を行うことができる。

第38条 〔不服申立の理由〕

1. 申立人は、原懲罰が懲罰の決定に影響を与え得る重大な事実認定の誤りに基づくものである場合又は原懲罰の決定において規程の適用に誤りがある場合に、不服申立を行うことができるものとする。
2. 不服申立委員会の委員長は、前項に定める理由をいずれも満たしていないことが明らかな不服申立については、会議を招集することなく、書面にてこれを棄却することができる。
3. 事務局は、不服申立が本規則に定める各種の手続き要件を満たさない場合、当該不服申立を却下する。

〔改正〕

2014年 9月11日
 2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）
 2015年 3月12日（2015年 4月 1日施行）
 2016年 3月10日（2016年 4月 1日施行）
 2017年 4月13日

適正化

手続き瑕疵については事務局で処理可能。

2018年 9月13日

2018年12月13日

〔別紙1〕 競技及び競技会における懲罰基準

1. 警告

1-1. 以下(1)から(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下①から②号のとおり懲罰を科す。

- (1) 反則行為
- (2) 危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
- (5) 不正な行為
- (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
- (7) 策略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む）
- (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
- (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

① 繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）：同一競技会において最低1試合の出場停止。

② 同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：同一競技会において最低2試合の出

〔別紙1〕 競技及び競技会における懲罰基準

1. 警告

1-1. 以下(1)から(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下①から②号のとおり懲罰を科す。

- (1) 反則行為
- (2) 危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
- (5) 不正な行為
- (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
- (7) 策略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む）
- (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
- (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種等を含む）

① 繰り返した場合（当該競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）：当該競技会において最低1試合の出場停止。

② 当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：当該競技会において最低2試合の出

適正化。差別は3-5で別段の定めがある。

場停止。

(中略)

2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低 4 試合の出場停止及び罰金

2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為

- ① 1 回目の場合：最低 6 試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低 1 2 か月の出場停止及び罰金

2-4. 主審及び副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低 4 試合の出場停止及び罰金

2-5. 主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1 回目の場合：最低 4 試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低 8 試合の出場停止及び罰金

2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫

- ① 1 回目の場合：最低 6 か月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：最低 1 2 か月の出場停止及び罰金

場停止。

(中略)

2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低 4 試合の出場停止及び罰金

2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為

- ① 1 回目の場合：最低 6 試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低 1 2 ヶ月の出場停止及び罰金

2-4. 主審又は副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低 4 試合の出場停止及び罰金

2-5. 主審又は副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1 回目の場合：最低 4 試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低 8 試合の出場停止及び罰金

2-6. 主審又は副審に対する暴行・脅迫

- ① 1 回目の場合：最低 6 ヶ月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：最低 1 2 ヶ月の出場停止及び罰金

適正化

適正化

適正化

適正化

<p>2-7. 主審及び副審に対してつばを吐きかける行為</p> <p>① 1回目の場合：最低12か月の出場停止及び罰金。</p> <p>② 繰り返した場合：無期限の出場停止</p> <p>(中略)</p> <p>3-1-3. 乱闘、喧嘩</p> <p>乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。</p> <p>① 1回目の場合：最低6試合の出場停止</p> <p>② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止</p> <p>(中略)</p>	<p>2-7. 主審又は副審に対してつばを吐きかける行為</p> <p>① 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金。</p> <p>② 繰り返した場合：無期限の出場停止</p> <p>(中略)</p> <p>3-1-3. 乱闘、喧嘩</p> <p>乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。</p> <p>① 1回目の場合：最低6試合の出場停止</p> <p>② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止</p> <p>(中略)</p>	<p>適正化</p>
<p>[別紙2] 懲罰基準の運用に関する細則</p>	<p>[別紙2] 懲罰基準の運用に関する細則</p>	
<p>第1条 [6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について]</p> <p>1. <u>都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会(ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。以下、「都道府県協会等の規律委員会等」という。)</u>の規律委員会は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又は<u>公的職務の停止・禁止・解任</u>」、「罰金」、「没収」、「<u>6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任</u>」、「<u>6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止</u>」、「<u>下位ディビジョンへの降格</u>」、「除名」又は「懲罰効果において実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」</p>	<p>第1条 [6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について]</p> <p>1. <u>都道府県協会等の司法機関</u>は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又は<u>サッカー関連活動</u>の停止・禁止」、「罰金」、「没収」、「<u>下位ディビジョンへの降格</u>」、「除名」又は「懲罰効果において実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」(本規程第3条参照)については、<u>都道府県協会等の司法機関</u>には決定権はないものとし、懲罰</p>	<p>適正化</p> <p>誤記の訂正、適正化</p>

(本規程第3条参照)については、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。

3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

第2条 〔警告の累積による出場停止試合数〕

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。

(1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：

警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

(2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：

警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

(3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：

警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。

3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会(大会規程等により同一競技会とみなされるものを含む。以下同じ)のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、

案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。

3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

第2条 〔警告の累積による出場停止試合数〕

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。

(1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：

警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

(2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：

警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

(3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：

警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。

3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会(大会規程等により当該競技会と一体を成すとみなされるものを含む。以下同じ)の試合のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、

表現の適正化。「同一競技会」という表現により、一部、次年度の同名称の大会が対象となるといった誤っ

<p>6回目で2試合の出場資格停止となる。</p>	<p>6回目で2試合の出場資格停止となる。</p>	
<p>第3条 〔出場停止処分の適用範囲〕</p>	<p>第3条 〔出場停止処分の適用範囲〕</p>	<p>た解釈を生じさせているため、誤解なき表現に修正。</p>
<p>1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。</p> <p>2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、<u>携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。</u></p>	<p>1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。</p> <p>2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができる。</p>	<p>本年10月理事会にて変更済み</p>
<p>第4条 〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕</p>	<p>第4条 〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕</p>	
<p>退場による公式試合の出場停止処分は、<u>同一</u>競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該<u>同一</u>競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。</p>	<p>退場による公式試合の出場停止処分 <u>(同一の試合中に二度警告を受けたことにより退場を命ぜられた場合も含む。以下同じ)</u>は、<u>当該出場停止処分を受けた</u>競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。</p>	<p>適正化</p>
<p>第5条 〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕</p>	<p>第5条 〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕</p>	
<p>警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。</p>	<p>警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。</p>	
<p>第6条 〔<u>同一</u>競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕</p>	<p>第6条 〔<u>当該</u>競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕</p>	

<p>1. 第4条による出場停止処分が、<u>同一</u>競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。</p> <p>2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。</p> <p>3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9条 [複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化]</p> <p>選手等が、複数のチーム(選抜チームや年齢制限付チーム等)にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は<u>同一</u>競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(参考資料1) 事情聴取での必要な情報</p> <p>(中略)</p> <p>8. 処分案</p> <p>・6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、<u>本委員会に即刻</u>報告し、本協会の規律委員会又は裁定委員会が最終決定を行う</p>	<p>1. 第4条による出場停止処分が、<u>当該出場停止処分を受けた</u>競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。</p> <p>2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。</p> <p>3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9条 [複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化]</p> <p>選手等が、複数のチーム(選抜チームや年齢制限付チーム等)にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は<u>当該</u>競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(参考資料1) 事情聴取での必要な情報</p> <p>(中略)</p> <p>8. 処分案</p> <p>・6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、<u>本協会に速やかに</u>報告し、本協会の規律委員会又は裁定委員会が最終決定を行う</p>	<p>適正化</p>
---	--	------------

